令和４年３月１８日

保護者　様

愛知県立尾西高等学校
校長　水畑　宏総

成年年齢に達した生徒に対する本校教育活動への協力のお願い

春暖の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）が令和４年４月１日から施行され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられます。これにより、全ての生徒が本校在学中に成年年齢に達することとなり、単独で有効な契約を行うことができ、また、親権に服することがなくなります。

今回の法改正は、若年者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものです。しかしながら、若年者はいまだ成長の過程にありますので、成年年齢に達しているか否かにかかわらず、若年者が健やかに成長し、社会的に自立するためには支援が必要であり、法律の改正後においても、ご家庭との連携が重要であると考えております。

したがいまして、保護者の皆様には、生徒が成年年齢に達した後も、生徒指導や進路指導、各種の手続きや授業料等の費用の納付などにおいて、引き続きご協力いただきますようお願いします。また、学校からの案内文書等についても、引き続き保護者様宛としたいと考えております。

つきましては、成年年齢引き下げの趣旨を生かしつつ、生徒の成長のための支援に継続的に取り組んでまいりますので、別紙「同意書」にご記入いただきご提出いただきますようお願いします。

問合せ　教頭（松本）
電　話　０５８６－６９－６１６１